飯島賢二の『恐縮ですが･･･一言コラム』

第９８回　知らねばダメダメ！　法律改正

小社が主催し、「業信会」と名付けた、若手経営者の勉強会を開催している。今回で 176 回目、過去 14 年以上にわたり、毎月毎月、懲りずに、まじめに実施してきた。本年度の研究テーマは「知っておくべき新法・改正法」である。今月、弁護士の先生をお迎えし、まず手始めに「個人情報保護法」から始まった。

法律は、「不知」は通らないのはご存知の通り。中小企業経営者としてはもちろん、現代に生きる生活者としても、影響力の大きい法律、身近な法改正を、できるだけ早く察知し、その準備に備えるのは、至極当然の話である。

このコラムでも、過去幾つかの解説は実施した。(「会社法」「個人情報保護法」「中小企業新事業活動促進法」「ユニバーサル社会形成促進法（案）」等々）しかし、激変する経済・社会環境に呼応するが如く、今後も目白押しに新法、改正法の施行が予定され、これら全てが成立施行した時、世の中、今までと大きく変わるはずである。そんな観点から、影響力大の法改正を、一行でコメントしてみた。幾つご存知か？　読んでみて頂きたい。

（順不同）

- １７年度税制改正…人材投資促進税制の創設、中小企業新事業活動促進税制の創設
- 担保・執行法の改正（H16，４）…不動産の収益執行認可、相手不特定の保全処分
- 消費税法の抜本改正…免税点制度・簡易課税制度の適用上限の引下げ、総額表示義務
- 法曹司法改革…人事訴訟参与員制度・裁判員法の新設、法科大学院制度の新設
- 個体識別のための情報管理及び伝達に関する特別措置法…トレーサビリティの義務化
- 東京都迷惑条例案…携帯電話、化粧、騒音等による迷惑による規制
- 人権擁護法案…人権差別、外国人への選挙権の付与、差別行為への検閲権等
- 戸籍法施行規則改正…非嫡出子の続柄表記の変更認定、戸籍を作り直すことができる
- 債権譲渡特例法改正…動産登記制度の創設
- 貸金業法改正（H16.1）…年利 109.5%を超える超高利契約無効、罰則強化
- 不動産登記法改正（H17.3）…オンライン申請の導入、出頭主義の廃止、登録識別情報
- 証券取引法改正（H16.4）…証券仲介業の登録制解禁、ラップロ座の規制緩和
- 信託業法改正（H16.12）…受託可能財産の制限を廃止、80 年ぶりの大改正
- 地方税の徴収に係る合理化・効率化の推進案…地方税徴収の民間アウトソーシング
- 道路交通法改正…車両所有者の管理責任、駐車禁止等取締りの一部民間委託
- 救急対応のトリアージ策定案…救急車の有料化、民営化を前提
- 電気通信事業法改正案…支配的事業者（ドミナント）規制、卸電気通信役務を規定